

世田谷区公告第54号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月8日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 組合の名称

給田北住宅マンション建替組合

2 建替前マンションの名称及びその敷地の区域

給田北住宅

東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11

4 事業施行期間

マンション再生組合設立認可公告の日から令和8年3月まで

5 事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地旭化成不動産レジデンス株式会社
社内

6 設立認可の年月日

令和4年1月25日

7 変更内容

組合の名称を「給田北住宅マンション再生組合」に変更する。

事業施行期間を「マンション再生組合設立認可公告の日から令和9年3月まで」に変更する。

8 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和8年7月8日